

2023年6月作成

あなた色に輝く日々を
なないろ生命
朝日生命グループ

なないろスリー

一時金で手厚く備える特定3大疾病保険

特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)

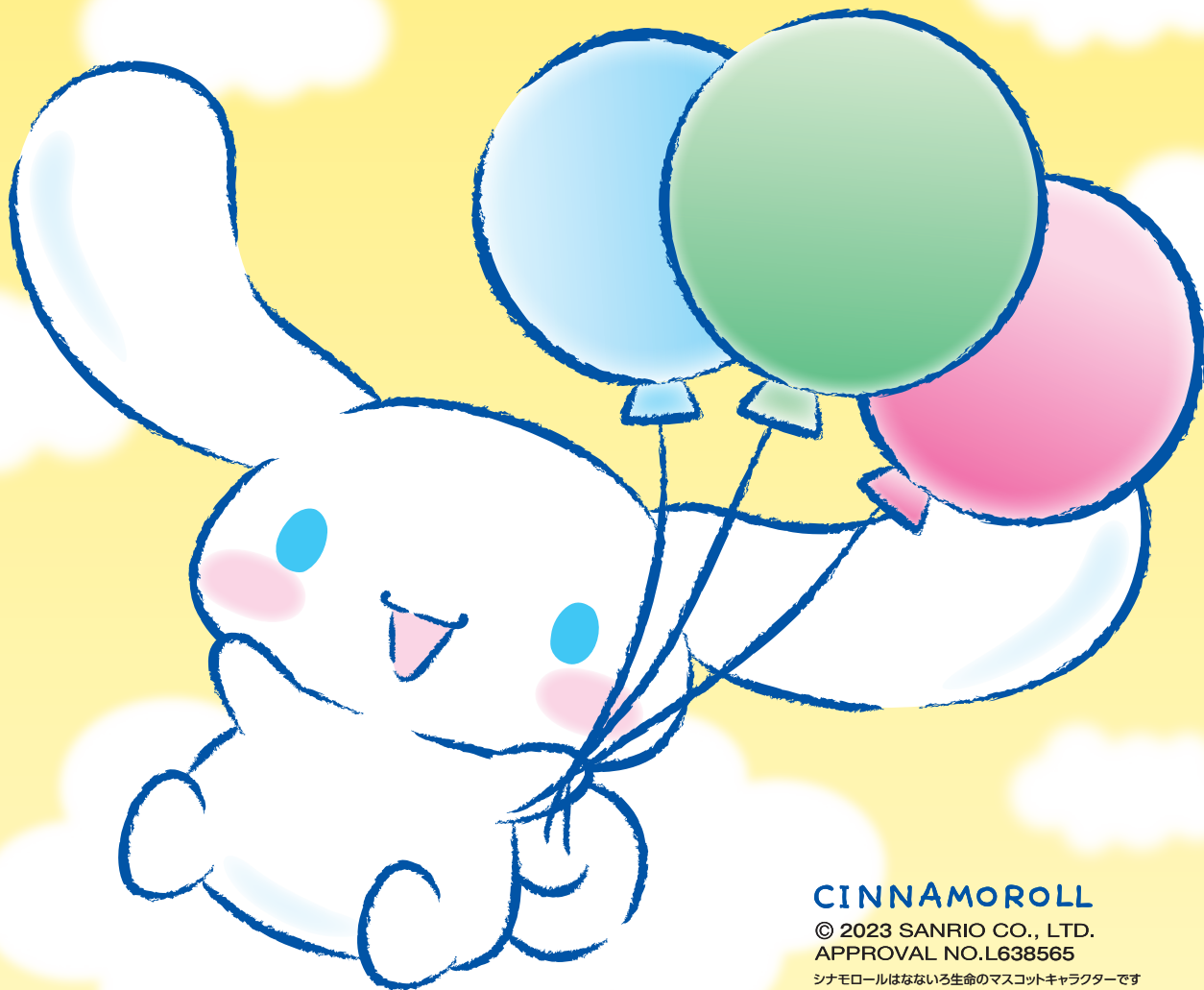
\ 保障範囲が幅広い! /

がん

心疾患

脳血管疾患

特定3大疾病を
一時金でしっかり保障!



CINNAMOROLL

© 2023 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L638565

シナモロールはなないろ生命のマスコットキャラクターです

Create the New Solution

— 保険に、新しい選択肢を —

「なないろ生命」は、朝日生命保険相互会社の100%出資の子会社として2021年10月に営業を開始した新しい保険会社です。



なないろ生命は
日本乳がんピンクリボン運動
を応援しています。

ご存じですか？ 3大疾病の患者数は意外と多い






*厚生労働省「令和2年 患者調査」
※上記患者数の疾病とこの保険の保障範囲が異なる場合があります。

特徴1

特定3大疾病を幅広く保障！

なないろスリーは、特定3大疾病で下記の所定の状態になったとき、一時金をお支払いします。

<p>がん</p>  <p>診断確定されたとき <small>※2回目以降も診断確定で対象となります。</small></p> <p>代表的な疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> がん(悪性新生物) 上皮内がん 	<p>心疾患</p>  <p>治療のため1日以上入院をしたとき または 手術を受けたとき</p> <p>代表的な疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞 狭心症 	<p>脳血管疾患</p>  <p>治療のため1日以上入院をしたとき または 手術を受けたとき</p> <p>代表的な疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳卒中 <ul style="list-style-type: none"> 脳梗塞 くも膜下出血 脳内出血
--	--	---

※「特定3大疾病保険料払込免除特則」の保険料払込免除事由も上記と同じです。



**心筋梗塞以外の心疾患(大動脈瘤及び解離等)、
脳卒中以外の脳血管疾患(一過性脳虚血発作等)で、
所定の状態になったときでも特定3大疾病一時金をお受け取りいただけます！**

特徴2

特定3大疾病一時金は、がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患それぞれについて**180日に1回**を限度に**何度でもお受け取り**いただけます。

■お受け取りイメージ(特定3大疾病一時金(1型):100万円の場合)



●前回の支払事由が該当日から**181日目**以後にがんの治療のために入院・再発(診断確定)・通院していれば、特定3大疾病一時金をお受け取りいただけます。

※がんによる特定3大疾病一時金について、180日に1回のお受け取りは、特定3大疾病一時金(1型)をお選びいただいた場合のみになります。

特徴3

特定3大疾病一時金の支払事由に該当した場合、以後の**保険料の払込みが免除**されます。

※特定3大疾病保険料払込免除特則を適用した場合

保険料の負担なく保障が継続

保険料払込免除になった後も、保障は一生続きます。

詳しくは9ページへ

特徴4

喫煙状況や健康状態などが、基準を満たす場合、保険料が**割安**になります。

健康なら保険料が安くなる

喫煙状況や健康状態が当社所定の基準を満たす場合、優良区分料率が適用され、基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。

項目	適用基準
喫煙の状況	過去1年以内に喫煙していない
血圧値	最高血圧値140mmHg未満かつ最低血圧値90mmHg未満
体格(BMI)	BMIの値が18以上27未満

優良区分料率適用

詳しくは5・6ページへ

仕組み・保障内容・プラン例

特定3大疾病 **がん** **心疾患** **脳血管疾患** を
一時金でしっかりご準備いただけます!

おすすめ

〈月払保険料〉
 ■ 保険期間・保険料払込期間：終身
 ■ 保険料払込方法：月払
 (口座振替扱・クレジットカード扱)
 ■ 区分料率適用特約付加：優良区分料率適用

契約年齢	基本プラン①		充実プラン①		基本プラン②	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳	2,586円	2,798円	4,726円	4,878円	3,836円	4,048円
40歳	3,959円	3,877円	7,279円	6,747円	5,899円	5,557円
50歳	7,138円	5,748円	13,218円	10,178円	10,638円	8,338円

名称	支払事由等	支払金額等	支払限度	期間	基本プラン①		充実プラン①		基本プラン②		詳細ページ
					男性	女性	男性	女性	男性	女性	
基本保障(主契約) 特定3大疾病一時金 特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型) ※特定3大疾病一時金の型は「特定3大疾病1型」「特定3大疾病2型」の2つから選択できます。	がん がんと診断確定されたとき 心疾患 入院または手術をしたとき 脳血管疾患 入院または手術をしたとき	20万円～500万円 (10万円単位)	1型 回数無制限 がん 心疾患 脳血管疾患 それぞれ180日に1回限度 〽️ここがポイント	一生涯保障	50万円	100万円	—	—	—	—	P.7
	上記の「特定3大疾病一時金」の支払事由と同一	以後の保険料の払込みは不要となります	適用		適用	適用	適用	P.9			
	がん治療給付金 がん治療特約(2022)D ①抗がん剤治療 ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤治療 〽️①③にはホルモン剤治療が含まれます	抗がん剤治療・放射線治療を受けた月ごとに 5万円～20万円 (5万円単位) + 自由診療抗がん剤治療を受けた月ごとに 10万円～40万円	通算 2,000万円 (自由診療抗がん剤治療は通算24回限度)		5万円 (自由診療抗がん剤治療は10万円)	5万円 (自由診療抗がん剤治療は10万円)	5万円 (自由診療抗がん剤治療は10万円)	P.10			
オプション(特約・特約) 先進医療・患者申出療養給付金 先進医療・患者申出療養特約 先進医療・患者申出療養見舞金 先進医療・患者申出療養特約	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき 〽️特定3大疾病に限らずお支払いします	先進医療または患者申出療養にかかる技術料と同額(自己負担額) 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算 2,000万円 通算 200万円	付加	付加	付加	P.11				

上皮内がんも保障

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19～23ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

仕組み・保障内容・プラン例
 保険料率について
 保障の詳細
 Q&A
 保険料表
 ご留意いただきたい事項
 ご契約後のサービス

保険料率について ~区分料率適用特約を付加した場合~

満20歳以上のお客さま(被保険者)につきまして、喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準を満たしている場合、割安な保険料でお申し込みいただけます。

(被保険者の年齢が20歳未満の場合、喫煙状況や健康状態等にかかわらず、保険料率は「20歳未満の料率」のみとなります)

適用する保険料率の判定にあたっては、「年齢」「喫煙状況」「血圧」「体格(BMI)」について、お申し込みの際に告知していただきます。

適用される保険料率決定の流れ

[ご契約例] ●35歳男性 ●特定3大疾病一時金保険(1型) 特定3大疾病一時金額:50万円 ●特定3大疾病保険料払込免除特則:適用 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

20歳以上ですか?

はい

以下の項目において基準をすべて満たしていますか?

基準1

喫煙状況

過去1年
喫煙していない



基準2

血圧値

最高140mmHg未満
かつ最低90mmHg未満



基準3

体格(BMI)

18以上27未満



いいえ

標準区分料率
に比較し

はい

約29.8%
割安

月払保険料
2,660円
優良区分料率

いいえ

月払保険料
3,790円
標準区分料率

20歳未満の
料率^(注)

※2023年6月5日現在の保険料です。

(注)本商品において区分料率適用特約を付加しない場合の保険料率のことをいいます。保険料は、15~18ページをご覧ください。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19~23ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

基準1



喫煙状況

過去1年以内に喫煙していない

※喫煙には、紙巻たばこの他、葉巻、パイプ、噛みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ等を含みます。

基準2



血圧値 ▶ 以下の範囲内であること

最高血圧値

140mmHg未満

かつ

最低血圧値

90mmHg未満

基準3



体格(BMI) ▶ 18以上27未満であること

BMI(ボディ・マス・インデックス)とは身長と体重のバランスを判断する指標です。

$$BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$$

■BMIの基準を満たす身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

・体重(kg)は小数第1位以下を切り捨て

・身長(m)は小数第3位以下を切り捨て

・算出されたBMIは小数第1位以下を切り捨て

月払保険料例

[ご契約例] ●特定3大疾病一時金保険(1型) 特定3大疾病一時金額:50万円 ●特定3大疾病払込保険料免除特則:適用 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

契約年齢	男性		女性	
	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率
20歳	1,430円	約28.1%割安	1,990円	約22.1%割安
30歳	2,140円	約28.9%割安	3,010円	約21.0%割安
40歳	3,320円	約30.6%割安	4,785円	約21.7%割安
50歳	6,080円	約31.6%割安	8,895円	約23.5%割安

※2023年6月5日現在の保険料です。

※適用される保険料率の決定と、ご契約のお引き受けに関する基準は同一ではありません(別途、告知書に質問事項があります)。優良区分料率でお申し込みいただける場合でも、ご契約のお引き受けができない場合があります。

※被保険者の喫煙状況や健康状態等の確認のため、告知に加えて所定の検査や健康診断結果等の提出を求められることがあります。

※優良区分料率とは、本商品における当社の呼称であり、優良区分料率を適用する基準に該当しない方の健康状態や身体状態が優良でないということではありません。

特定3大疾病に備える

主契約

特定3大疾病一時金保険 (無解約返戻金型)

何度でも
保障

契約年齢：0歳～80歳

特定3大疾病で所定の状態になったとき、特定3大疾病一時金をお受け取りいただけます。

支払事由

がん	がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	初回も 2回目以降も 支払事由は 同じ!
心疾患	1日以上入院または手術をしたとき	
脳血管疾患	1日以上入院または手術をしたとき	

※「特定3大疾病保険料払込免除特則」の保険料払込免除事由も上記の支払事由と同じです。

支払金額

20万円～500万円の範囲で設定(10万円単位)
※60歳～80歳は300万円を限度とします。

支払限度

回数無制限

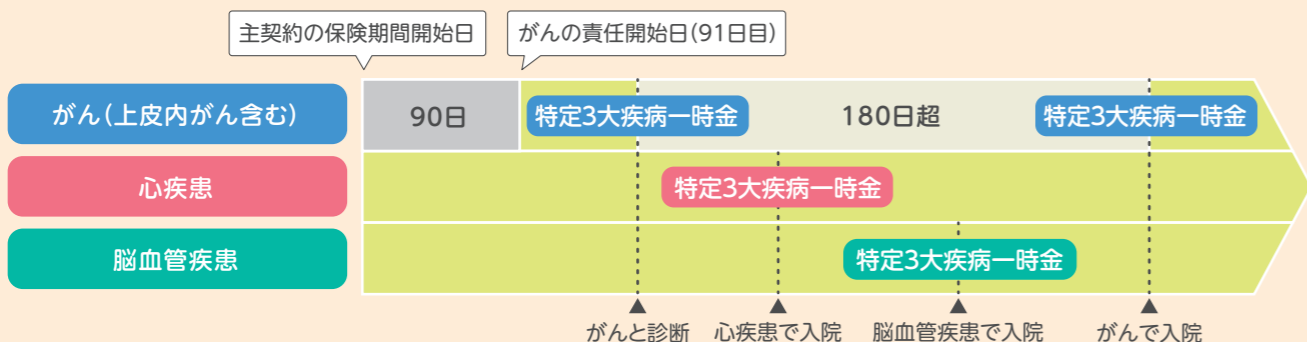
1型	がん	心疾患	脳血管疾患	それぞれ180日に1回	
2型	がん	1年に1回	心疾患	脳血管疾患	それぞれ180日に1回

※特定3大疾病一時金の型は「特定3大疾病1型」「特定3大疾病2型」の2つから選択できます。

POINT

1型を選択いただいた場合、がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患それぞれについて180日1回を限度で、何度でもお受け取りいただけます。

■特定3大疾病一時金(1型)のお受け取りイメージ



※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19～23ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご存じですか? 最近の3大疾病のリスク

がん 治療の長期化や再発・転移のリスクがあります。

がんには治療の長期化リスクや再発・転移のリスクがあります。

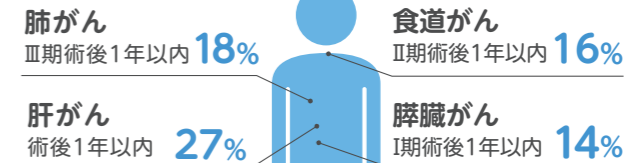
実は…1年以内に再発するケースがあります。

■がんの平均治療期間



*(株)JMDCの医療報酬明細書データ(2005年～2018年)より当社で試算(検査や診察等のみの通院期間は除く)

■がんの1年以内再発率



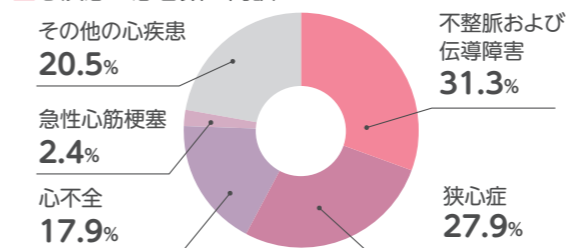
*新日本保険新聞社「2020年12月版 こんなにかかる医療費」

心疾患 罹病後は一定の再入院リスクがあります。

心疾患には急性心筋梗塞だけでなくさまざまな病気があります。

発症後1年以内に再入院する方がいます。

■心疾患の患者数の内訳



*厚生労働省「令和2年 患者調査」
※上記疾病とこの保険の保障範囲が異なる場合があります。

*監修:朝日生命成人病研究所

心不全を発症した方のうち3割程度の方が、1年以内に再入院しているといわれており、一度発症すると再発のリスクが高まります。

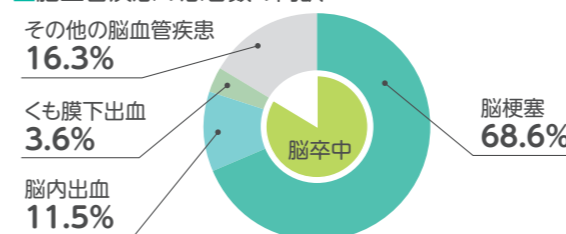


脳血管疾患 罹病後は一定の再発リスクがあります。

脳血管疾患には脳梗塞以外にもさまざまな病気があります。

発症後1年以内に再発する方がいます。

■脳血管疾患の患者数の内訳



*厚生労働省「令和2年 患者調査」
※上記疾病とこの保険の保障範囲が異なる場合があります。

*監修:朝日生命成人病研究所

脳梗塞は発症後1年で1割程度の方が再発しているデータがあります。また、脳内出血は2.5割程度、くも膜下出血においては3割を超えているといわれています。



特定3大疾病の経済的負担に 備える

特約

特定3大疾病 保険料払込免除特則

免除の事由が幅広い

契約年齢：0歳～80歳

特定3大疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料はいただきません。

保険料払込免除事由

がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患で所定の状態になったとき

※「特定3大疾病一時金」の支払事由と同一です。特定3大疾病の所定の状態の詳細は7ページをご覧ください。

POINT

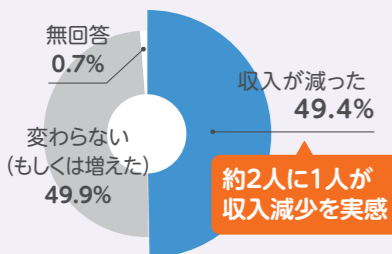
保険料の払込みが免除になると、保険料の負担なく、保障が生涯続きます。

ご存じですか？ 3大疾病罹患後の収入減少や働けなくなるリスク

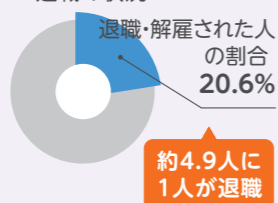
がん罹患後の長期にわたる治療は収入減少の要因になります。

3大疾病罹患後、治療や罹患後の状態により現在の勤め先を退職せざるをえない可能性があります。

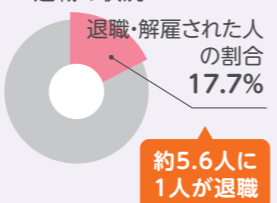
がん罹患後の収入の状況(患者本人)*1



がん罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況*2



心疾患罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況*2



脳血管疾患罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況*2



*1 東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果」(平成31年3月)

*2 独立行政法人労働政策研究・研修機構「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)(2018年7月)」より当社で作成

参考

心疾患 と 脳血管疾患 の対象疾病

特定3大疾病一時金

特定3大疾病保険料払込免除

心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患及び肺循環疾患 その他の型の心疾患 動脈、細動脈及び毛細血管の疾患のうち、大動脈瘤及び解離 <p>狭心症や急性心筋梗塞はここに含まれます</p> <p>不整脈、心筋症や心不全はここに含まれます</p> <p>高血圧や喫煙などが発症要因といわれます</p>
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患 その他の動脈瘤及び解離のうち、頸動脈瘤及び解離* その他の脳実質外動脈(脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈)の動脈瘤及び解離* 椎骨動脈の動脈瘤及び解離* 一過性脳虚血発作及び関連症候群 <p>くも膜下出血、脳内出血や脳梗塞はここに含まれます</p> <p>脳梗塞の前兆といわれる状態も保障対象です</p> <p>*頭蓋内に限る</p>

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19～23ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

特約

がん治療特約(2022)D

月額給付で備えられる

契約年齢：0歳～80歳

がんで抗がん剤治療・放射線治療・自由診療抗がん剤治療を受けたとき、がん治療給付金をお受け取りいただけます。

■がん治療給付金

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的とする以下のいずれかの治療を受けたとき

支払事由

- ①抗がん剤治療
- ②放射線治療
- ③自由診療抗がん剤治療

①③にはホルモン剤治療が含まれます

がんの再発予防のための治療を受けたときも給付金をお受け取りいただけます。

支払金額

5万円～20万円(5万円単位)で設定
※自由診療抗がん剤治療を受けたときは、「がん治療給付金月額 × 2」の金額

支払限度

通算 2,000万円 ※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

自由診療抗がん剤治療の対象は右記のとおりです。

- ①先進医療の対象となる抗がん剤治療
- ②患者申出療養の対象となる抗がん剤治療
- ③欧米で承認されている所定の抗がん剤治療

POINT

- 治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。
- 自由診療抗がん剤治療を受けたときは、給付金が「がん治療給付金月額×2」の金額をお受け取りいただけます。
- それぞれの治療に対して月1回の給付金をお受け取りいただけます。

■お受け取りイメージ(がん治療給付金月額5万円の場合)

回数	1月目			2月目			
	抗がん剤	放射線	自由診療抗がん剤	回数	抗がん剤	放射線	自由診療抗がん剤
1回目	○	○	—	1回目	○	—	○
2回目	—	—	—	2回目	○	—	—
給付金額	5万円	5万円	—	給付金額	5万円	—	10万円
合計	10万円			合計	15万円		

通算 2,000万円 限度

※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

特約

先進医療・患者申出療養特約

特定3大疾病に限らず保障

契約年齢：0歳～80歳

全額自己負担となる先進医療・患者申出療養の技術料(自己負担額)と同額の給付金をお受け取りいただけます。

■先進医療・患者申出療養給付金

支払事由 所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき
 支払金額 先進医療・患者申出療養制度の技術料(自己負担額)と同額
 支払限度 通算 2,000万円

■先進医療・患者申出療養見舞金

支払事由 所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき
 支払金額 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額
 支払限度 通算 200万円

POINT

先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額を先進医療・患者申出療養見舞金としてお受け取りいただけるので、**交通費や宿泊費もカバー**できて安心です。

先進医療・患者申出療養とは？

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療を検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療

厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関に条件があります。

技術料は全額自己負担※

患者申出療養

保険診療や先進医療では有効な治療法がない場合などに、**患者側から主治医に相談**して、これまでになかった治療を厚生労働大臣が定める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。

技術料は全額自己負担※

未承認薬だけど有効な可能性があるかも

先進医療では有効な治療が見つからない



※入院基本料などは保険適用(高額療養費制度の対象となり、自己負担額は年齢や所得により異なる)となります。

先進医療や患者申出療養の治療内容によっては、高額な医療費がかかります。

区分	技術名	適応症	自己負担額(技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	肺・縦隔腫瘍など	約316万円
	陽子線治療	頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍など	約269万円
	子宮腺筋症核出術	子宮腺筋症	約30万円
患者申出療養	経皮的乳がんラジオ波焼灼療法	早期乳がん	約39万円

*厚生労働省「第117回先進医療会議 令和4年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」、「第37回患者申出療養評価会議 令和4年(令和3年7月1日～令和4年6月30日)の患者申出療養の費用」より当社で試算

※重粒子線治療や陽子線治療は、適応症によって公的医療保険制度の対象となるものがあります。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(19～23ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q1

「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となる欧米で承認された薬剤とはどのようなものですか？

A

欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)で承認されているものの、日本では未承認・適応外使用※(保険診療対象外)となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)のことです。この抗がん剤(ホルモン剤を含む)による治療は「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となります。

■がん治療給付金の支払い

		日本	
		承認範囲内	承認範囲外
欧米	承認範囲内	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象 (がん治療給付金月額×2)
	承認範囲外	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象外

※現在公的医療保険制度の対象となっているがんの種類ごとに承認された薬剤を他の臓器のがん治療に使用することです。適応外使用であっても、その薬剤が欧米で適応症の範囲内として承認を受けている場合は、がん治療給付金の支払対象となります。

Q2

通院し、ホルモン剤の経口薬を3か月分まとめて処方された場合、「がん治療給付金」はいくら受け取れますか？

A

がん治療給付金月額5万円の場合

がん治療給付金月額1回分の5万円をお受け取りいただけます。

※抗がん剤(ホルモン剤)による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付日のみが支払対象となります。

Q3

再発予防のために抗がん剤(ホルモン剤を含む)を投与された場合、「がん治療給付金」の支払対象になりますか？

A

再発予防を目的として抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与や処方を受けた場合でも、がん治療給付金をお受け取りいただけます。例えば、乳がんによる乳房切除後に再発予防のためホルモン剤の投与を受けた場合、がん治療給付金をお受け取りいただけます(経口投与の抗がん剤(ホルモン剤)による治療も対象となります)。

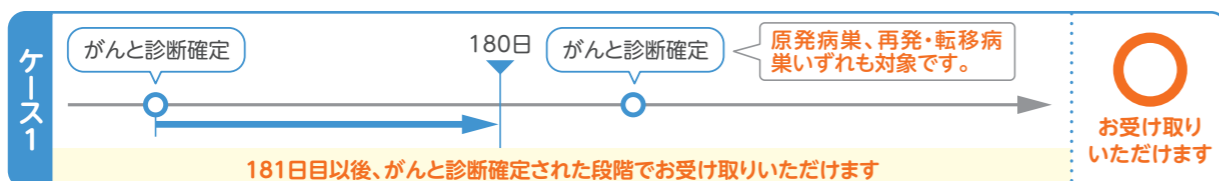
Q4 「特定3大疾病一時金」の、「がん」・「心疾患」・「脳血管疾患」で支払限度がそれぞれ「180日に1回」とはどういうことですか？

A 「がん」と「心疾患」と「脳血管疾患」はそれぞれ支払限度を判定します。2回目以降のお受け取りは以下のとおりです。(特定3大疾病1型の場合)

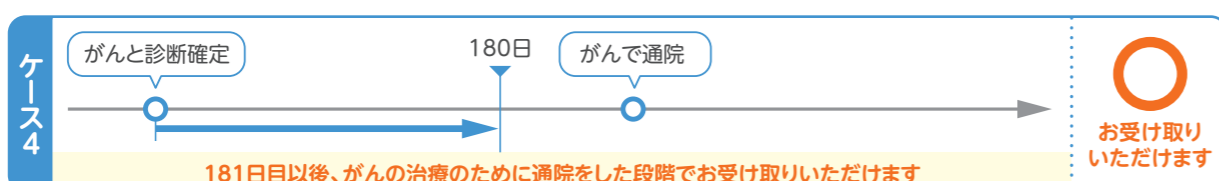
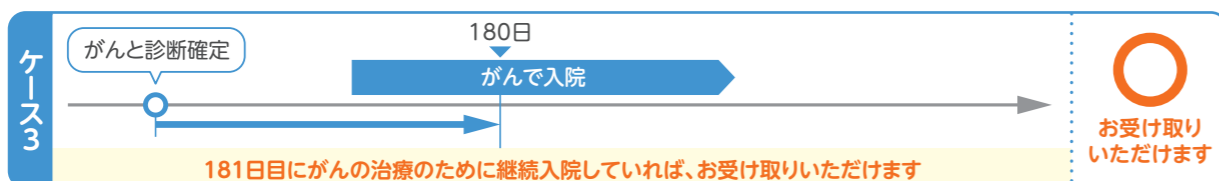
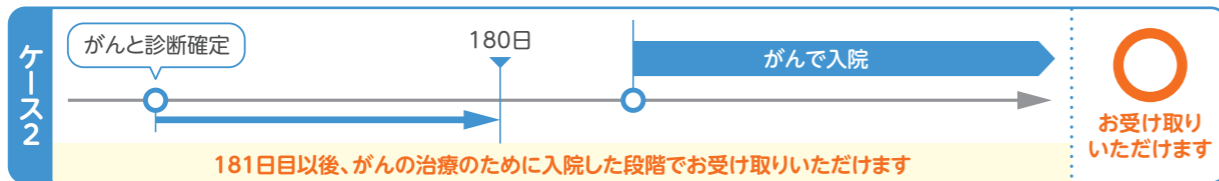
※特定3大疾病2型の場合はがんは1年に1回となります。

がんの場合

前回の支払事由から181日目以後、がんが診断確定された段階で、入院・手術等の有無を問わず、お受け取りいただけます。



次のようなケースも、前回の支払事由から181日目以後、がんの治療のために入院や通院をしていれば、がんの診断確定の有無を問わず、お受け取りいただけます。



心疾患の場合

前回の支払事由から181日目以後、心疾患の治療のために入院していただければお受け取りいただけます。



※ケース5、6については「脳血管疾患」も同様です。

180日以内にがんと心疾患のお支払事由に該当した場合

心疾患で手術、180日以内にがんが診断確定されたとき、「がん」と「心疾患」はそれぞれお受け取りいただけます。



※ケース7については「脳血管疾患」も同様です。

次のケースはお受け取りいただけません

「がん」「心疾患」それぞれについて前回の支払事由からその日を含めて180日以内に、新たにお支払事由に該当したときは、お受け取りいただけません。



※ケース9については「脳血管疾患」も同様です。

Q5 がんが診断確定され、入院・手術をしない場合でも、「特定3大疾病一時金」「特定3大疾病保険料払込免除」の対象となりますか？

A がんが診断確定された場合は、入院・手術の有無を問わず対象となります。

Q6 すべてのがんが「特定3大疾病一時金」「がん治療給付金」の対象となりますか？

A 「上皮内がん」を含むすべての「がん」が対象となります。

Q7 すべてのがんが「特定3大疾病保険料払込免除」となりますか？

A 「特定3大疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、「上皮内がん」を含むすべての「がん」が対象となります。

保険料表

男性

- 保険期間・保険料払込期間：終身
●保険料払込方法：月払（口座振替扱・クレジットカード扱）
●区分料率適用特約：付加（20歳未満を除く）

特定3大疾病保険料払込免除特則「適用」

Main table for '適用' with columns for '主契約' (1型 50万円, 1型 100万円, 2型 100万円) and 'オプション' (がん治療特約(2022)D, 先進医療・患者申出療養特約★). Rows include age (0-19) and rate tables for ages 20-80.

特定3大疾病保険料払込免除特則「非適用」

Main table for '非適用' with columns for '主契約' (1型 50万円, 1型 100万円, 2型 100万円) and 'オプション' (がん治療特約(2022)D, 先進医療・患者申出療養特約★). Rows include age (0-19) and rate tables for ages 20-80.

★先進医療・患者申出療養特約は優良区分料率・標準区分料率の適用はありません。 ※特約保険料との合計保険料が1,000円未満となる場合はお申し込みいただけません。【2023年6月5日現在】(単位:円)

仕組み・保障内容のプラン例

保障の詳細

Q&A

保険料表

「留意いただきたい事項」

「契約後のサービス」

ご留意いただきたい事項

お取り扱い(募集代理店によって異なります)

	特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)	がん治療特約(2022)D
取扱金額*	0歳～59歳…20万円～500万円(10万円単位) 60歳～80歳…20万円～300万円(10万円単位)	がん治療給付金月額:5万円～20万円(5万円単位)
契約年齢	0歳～80歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)／終身払／10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)	
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)	
最低保険料	月払:1,000円、年払:11,000円	

*他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

保障内容

特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)

	支払事由	支払金額	支払限度				
特定3大疾病一時金	特定3大疾病(がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患)で所定の状態に該当したとき	特定3大疾病一時金額	無制限 ただし、特定3大疾病一時金の型により以下の限度があります。 <table border="1"> <tr> <td>特定3大疾病1型</td> <td>がん、心疾患、脳血管疾患 :180日に1回限度</td> </tr> <tr> <td>特定3大疾病2型</td> <td>がん :1年に1回限度 心疾患・脳血管疾患 :180日に1回限度</td> </tr> </table>	特定3大疾病1型	がん、心疾患、脳血管疾患 :180日に1回限度	特定3大疾病2型	がん :1年に1回限度 心疾患・脳血管疾患 :180日に1回限度
特定3大疾病1型	がん、心疾患、脳血管疾患 :180日に1回限度						
特定3大疾病2型	がん :1年に1回限度 心疾患・脳血管疾患 :180日に1回限度						

- 特定3大疾病一時金は所定の特定3大疾病により、所定の状態になったときにお支払いします(支払事由に該当する所定の状態は、1ページまたは7ページを確認ください)。
- 同時にがんによる特定3大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定3大疾病一時金を重複してお支払いしません。同時に心疾患による特定3大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定3大疾病一時金を重複してお支払いしません。同時に脳血管疾患による特定3大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定3大疾病一時金を重複してお支払いしません。ただし、同時にがん、心疾患または脳血管疾患の支払事由に複数該当した場合、それぞれについて特定3大疾病一時金をお支払いします。

〈特定3大疾病一時金の2回目以降のお支払いについて〉

特定3大疾病一時金を複数回お支払いするときは、2回目以降も支払事由に該当している必要があります。ただし、特定3大疾病一時金の型に応じて次のとおりお取り扱いします。

- 特定3大疾病1型の場合、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」それぞれについて、特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由」由該当日からその日を含めて181日目より前に支払事由に該当したときは、お支払いしません。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんと診断確定されたとき、特定3大疾病一時金をお支払いします。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」にがんの治療を直接の目的*とする継続入院中のときは、181日目にがんと診断確定されたものとしてお取り扱いします。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的*とする入院を開始したときは、入院を開始した日にがんと診断確定されたものとしてお取り扱いします。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的*とする通院をしたときは、最初に通院した日にがんと診断確定されたものとしてお取り扱いします。
 - 特定3大疾病2型の場合、「がん」について、特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」より前に支払事由に該当したとき、「心疾患」「脳血管疾患」それぞれについて、「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」より前に支払事由に該当したときは、お支払いしません。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき、特定3大疾病一時金をお支払いします。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」にがんの治療を直接の目的*とする継続入院中のときは、その応当日にがんと診断確定されたものとしてお取り扱いします。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*とする入院を開始したときは、その応当日以後、入院を開始した日にがんと診断確定されたものとしてお取り扱いします。
※がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*とする通院をしたときは、その応当日以後、最初に通院した日にがんと診断確定されたものとしてお取り扱いします。
- *がんの再発予防のための治療(例:乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法による治療)と判断される治療は該当しません。

特定3大疾病保険料払込免除特則

- 「特定3大疾病保険料払込免除特則」を適用することで、がん(上皮内がんを含む)と診断確定、心疾患または脳血管疾患で所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みが免除となります(特定3大疾病保険料払込免除事由に該当する所定の状態は、1ページまたは7ページを確認ください)。

がん治療特約(2022)D

	支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	がんの治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ①抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療 ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療	①②がん治療給付金が支払われる 治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額 ③ がん治療給付金が支払われる 治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額 × 2	通算:2,000万円 ※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

- 同じ月に支払事由に該当する抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- ただし、同じ月に支払事由に該当する複数の治療を受けた場合、抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療、放射線治療および自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療それぞれに対してお支払いします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。
- がん治療給付金の支払対象となる自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品または欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品をいいます。

先進医療・患者申出療養特約

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算:2,000万円
先進医療・患者申出療養見舞金		先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算:200万円

- 支払対象となる先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術のことをいい、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。
- 支払対象となる患者申出療養は、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養は、随時見直しされます。
- 歯科のみで実施することが定められている先進医療・患者申出療養は支払対象外となります。
- 1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるないうる生命の特約に重複して加入することはできません。

区分料率適用特約

- 被保険者の年齢が満20歳以上の場合、この保険契約(特定3大疾病保険料払込免除特則およびがん治療特約(2022)Dを含みます)には、被保険者の喫煙状況および健康状態等により、優良区分料率または標準区分料率を適用します。
- 被保険者の喫煙状況および健康状態等に関する告知について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、給付金のお受け取り等ができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。

その他

- ご契約後の給付金額等の増額、特約の中途付加、特定3大疾病一時金の型の変更、特定3大疾病保険料払込免除特則の取消・適用は取り扱いません。

保険期間開始期および保障の責任開始期について

責任開始に関する特約を付加した場合	お申し込み・告知(診査)が完了したとき
上記以外の場合	お申し込み、告知(診査)・第1回保険料相当額のお払込みが完了したとき



「特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)」「特定3大疾病保険料払込免除特則」「がん治療特約(2022)D」の**がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。**がんを原因とする保障の責任開始期より前にかんがんと診断確定されていた場合には、「特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)」「特定3大疾病保険料払込免除特則」「がん治療特約(2022)D」は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

解約返戻金・死亡給付金について

主契約	解約返戻金・死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約の特定3大疾病一時金額の10%の解約返戻金・死亡給付金があります。
特約	解約返戻金・死亡給付金はありません。

ご留意いただきたい事項

保険料お払込みの猶予期間と消滅について

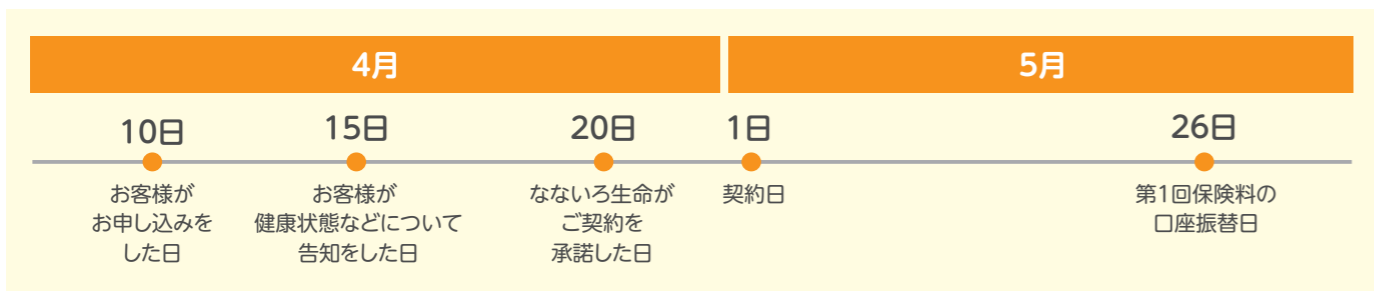
- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法によりなないろ生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。保険料の口座振替日は、以下のとおりです。

口座振替扱	毎月26日(金融機関休業日のときは翌営業日)
クレジットカード扱	各クレジットカード会社が定める日(クレジットカード会社から送付の明細書でご確認ください)

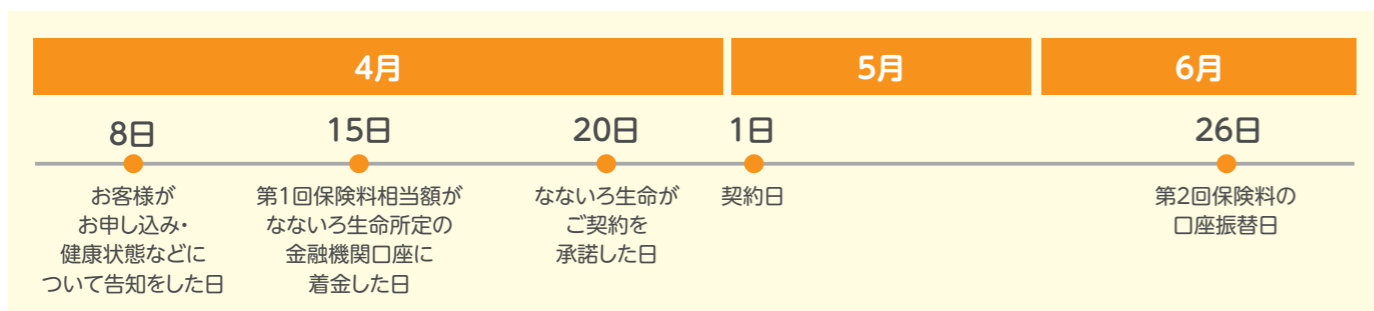
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

保険料のお払込みについて(月払口座振替扱の例)

■「責任開始に関する特約」を付加した場合



■上記以外の場合



※保険料口座振替日は、毎月26日(金融機関休業日のときは翌営業日)となります。

※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、翌月の保険料とともに振り替えます。

ご契約後のサービス



ご契約後のサービス

なないろ生命では、ご加入いただいたお客さまにご安心いただくための「つづける」「とどける」「ささえる」サービスをお届けしています。

※詳しくはなないろ生命公式Webサイト上のご契約者様ページをご確認ください。

つづける

わからないこと、困ったことがあっても大丈夫。安心便利に保障を「つづける」ためのサービスです。

WEBサービス

なないろ生命手話・筆談通訳サービス

とどける

普段の安心と、いざという時の安心。保障の安心を「とどける」サービスです。

なないろレター

ささえる

お客様の健康生活を「ささえる」新しい選択肢となるサービスをご紹介します。

なないろ健康相談ダイヤル

スマート脳ドック 高血圧e-メディカル

つづける

いつでも手続きできる WEBサービス

これまでお客様サービスセンターへのお申し出や手続き書類の記入・返送をいただいていた一部の契約内容変更に関するお手続きについて、WEB上で完結する新たなサービスです。

取扱可能なお手続き

- 1 保険契約者様の住所変更・電話番号変更
- 2 保険料振替口座の変更
- 3 クレジットカードの変更
- 4 口座振替扱⇄クレジットカード扱の変更
- 5 月払⇄年払の変更
- 6 生命保険料控除証明書の再発行

オペレーターと会話できる なないろ生命手話・筆談通訳サービス

耳や言葉の不自由なお客さまにお客様サービスセンターにスムーズにお問い合わせいただけるサービスです。



サービス提供:株式会社プラスヴォイス

とどける

契約内容を確認できる なないろレター

「なないろレターご契約内容のお知らせ」は、お客様にご契約内容を確認いただくため、年に一度ご案内させていただきます。



ささえる

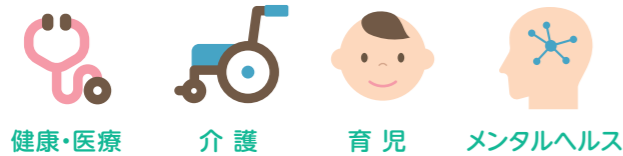
なないろ健康相談ダイヤル(ご利用は無料です)

24時間電話健康相談サービス

サービス対象 被保険者様とその同居のご家族様

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、24時間・年中無休体制で電話によるご相談に応じています。医療機関情報、夜間・休日の医療機関情報、専門医療情報など、豊富なデータベースをもとに、独自の情報サービスをご提供いたします。

●ご相談いただける内容



●相談内容の例

子どもが夜間に熱を出したときにどういった対処をすればよいか教えてほしい。
 家族の介護について相談してみたい。

セカンドオピニオンサービス

サービス対象 被保険者様

がんなどの重い病気と診断されたとき、各診療科領域における学会等で要職を経験した医師から、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見をもらうことができます。

●サービスの流れ(面談の場合)

- 1.専用ダイヤルへ電話
- 2.総合相談医によるセカンドオピニオン
- 3.優秀専門臨床医の紹介

経験豊かなヘルスカウンセラーがセカンドオピニオンを手配します。
 総合相談医から二つ目の意見を聞くことができます。
 より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合には、優秀専門臨床医が紹介されます。

●相談内容の例

会社の健康診断で早期の胃がんが見つかりました。主治医からは、「早期だが場所が悪いので、胃を全摘する手術が必要です」と言われてしまい…
 セカンドオピニオンで専門医の先生をご紹介いただき、胃を全摘せずに済み、退院後2週間程度で仕事に復帰することができました。

放射線(陽子線・重粒子線)治療相談サービス

サービス対象 被保険者様

がんと診断されたとき、陽子線・重粒子線治療などの放射線治療について、専任のヘルスカウンセラー(保健師・看護師等)に相談ができます。また、病状やご要望に応じて、セカンドオピニオン(面談・オンライン)の手配や放射線治療が可能な医療機関情報を提供することもできます。

●相談内容の例

がんと診断されたが、陽子線や重粒子線治療の適応となるか意見を聞いてみたい。
 主治医からは手術を勧められているが、放射線治療の選択肢はないのだろうか？

詳細は、保険証券に同封の「なないろ健康相談ダイヤル」のご案内チラシをご確認ください。

- 上記サービスはなないろ生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。本サービスは2023年5月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ご利用の諸条件や地域・内容により、ご要望に添えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
- 総合相談医によるセカンドオピニオン・優秀専門臨床医への紹介状の発行・優秀専門臨床医の診療は、ティーベック株式会社のサービス外となります。

30分で脳の検査ができる スマート脳ドック

サービス対象 契約者様、被保険者様



プラン、料金の詳細は右記QRコードもしくは「スマート脳ドック」で検索してください。



スマート脳ドックは30分で完了する脳のMRI、MRA検査です。検査時間や受付時の無駄を徹底的になくすことで、脳の異常を早期発見できる検査を継続しやすい価格で提供しています。

受付からお帰りまで30分

結果は1週間以内にWEBで確認できます

脳検査一回19,250円(税込) ※自費診療となります。

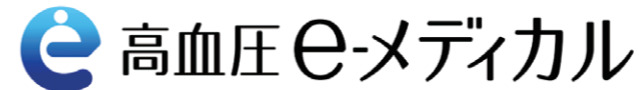


サービス提供:スマートスキャン株式会社 「スマート脳ドック」はスマートスキャン株式会社の登録商標です。

高血圧専門医によるオンライン診療 高血圧e-メディカル

サービス対象 契約者様、被保険者様

通院しない便利さと、いつも繋がる安心を。



プラン、料金の詳細は右記QRコードもしくは「高血圧e-メディカル」で検索してください。



通院しない便利さと、いつも繋がる安心を。

あなたの血圧データを見守り医師が診察、お薬をご自宅までお届けします。

まずは【無料オンライン相談】へ。高血圧に精通した医師が最適な治療プランをご提案します。



- オムロン製血圧計を無料貸与
- 血圧を専門家が見守り、アドバイス
- オンライン診療で通院不要
- お薬はご自宅まで郵送
- 診療・薬代すべて込の月額定額制

サービス提供:イーメディカルジャパン株式会社 「高血圧e-メディカル」はイーメディカルジャパン株式会社の登録商標です。

サービスのご利用方法は、ご契約後に届く保険証券に同封のチラシにてご案内します。必ずチラシをご確認いただいたうえでお申込みしてください。

- 本パンフレットに記載のサービスは、2023年5月現在のものです。
- 各サービスは当社が提携する各企業が提供するものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- 当社が提携する各企業のサービスについて、当社は責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始など一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各サービスのご利用にあたっては、パソコン、スマートフォン等によるインターネットに接続可能な環境が必要となります。
- 体調、病歴等によりサービスの提供を受けられない場合があります。
- 提供するサービスの検査結果だけではなないろ生命の給付金等のお支払事由には該当しません。

ご検討にあたって

■お申し込みにあたっては、「契約概要／注意喚起情報」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり-約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですのでご一読いただき、内容を十分にご確認ください。なないろ生命のホームページ(<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>)に「ご契約のしおり-約款」を掲載しております。また、特に重要な事項については、「契約概要／注意喚起情報」・「お申込内容控」をあわせてご確認ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様となないろ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

■金融機関を募集代理店としてご加入いただく際には、次の点にご留意ください。

- 本商品の引受保険会社は、なないろ生命保険株式会社です。ご契約の主体は、お客様となないろ生命保険株式会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは、なないろ生命保険株式会社が行います。募集代理店は、引受保険会社であるなないろ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 本商品は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる場合があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客様のお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

なないろ生命 お客様サービスセンター ☎ **0120-08-7716** (通話料無料)

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (ただし、祝日、年末年始を除く)

募集代理店

引受保険会社

なないろ生命保険株式会社

本社 / 〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

ホームページアドレス / <https://www.nanairolife.co.jp/>

☎ **0120-08-7716** (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくり丁寧に対応します。

☎ **0120-38-7716** (通話料無料)

【受付時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(ただし、祝日、年末年始を除く)